

八尾市乗合タクシー「たかやす号・なんたか号」実証運行業務仕様書

1. 適用

本仕様書は、本市が実施する「八尾市乗合タクシー「たかやす号・なんたか号」実証運行業務」に適用する。

2. 履行場所

八尾市高安地域内 他

3. 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

※令和5年2月1日 実証運行開始予定

※なお、次年度以降において、当該契約に係る予算が減額又は削除された場合には、当該契約を減額又は解除する可能性がある。

4. 業務の目的

駅やバス停から離れた交通不便地である高安地域及び南高安地域（以下「運行地域」という。）と鉄道駅（服部川駅または恩智駅、高安駅）を結ぶ乗合タクシーを運行することにより、運行地域における日常生活に必要な移動手段を確保する。

5. 旅客自動車運送事業の種類

道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第1項第2号に定める一般乗用旅客自動車運送事業者が、国土交通大臣の許可を受けて行う一般乗合旅客自動車運送事業とする。

6. 運行内容

(1) 運行方式

基軸経路（以下「ルート」という。）、停留所、運行ダイヤ（以下「ダイヤ」という。）を設定したうえで、利用者から事前に予約のあった場合にのみ運行するデマンド型の区域運行方式とする。なお、予約のあった停留所のみを運行すること、予約のない便は運行しないことから、予約の状況により、運行の稼働率、それぞれの便の運行経路、運行距離が変動するため、留意すること。

(2) ルート及び停留所

運行地域と服部川駅または恩智駅、高安駅を結ぶルートを設定し、ルート上に停留所を配置している（別添参照）が、このうち、予約のあった停留所のみ運行するものとする。

(3) 運行回数、運行時間帯

運行回数は1日8便とする。なお、このうち、利用者からの予約のない便については運行しない。

なお、ダイヤについては、本市が提示する時刻表を基本とし、本市と受注者が調整のうえ、決定する。

(4) 運行日

月曜日から金曜日（年末年始（12月29日から翌年の1月3日）及び国民の祝日に関する法

律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く）

（5）運賃

運賃（1 乗車当たり）は、種別ごとに以下の通り定める。（以下の運賃は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。）

ア）大人（中学生以上）

300 円

イ）小児（小学生）及び、身体障がい者手帳・療育手帳等をお持ちの方※並びに、障がい者手帳（第 1 種）をお持ちの方の介護者（障がい者 1 人につき 1 人まで）

150 円

ウ）小児（小学生）で身体障がい者手帳・療育手帳等をお持ちの方※

80 円

エ）小学生以上 1 人につき、小学生未満の幼児 1 人を無料とする。なお、幼児 1 人だけでご乗車の場合は、小児運賃が必要。また、1 歳未満の乳児は無料とする。

※身体障がい者手帳・療育手帳等をお持ちの方とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条までに規定する諸施設により養護等を受けている者であって、当該施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出した者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

7. 車両の仕様

（1）使用車両

使用車両は受注者が使用権限を有する、セダン型車両と同等以上のトランクスペース等を有する乗客定員 4 名の乗用車を原則とし、有償運送を実施するため事業用自動車（緑ナンバー）であること。なお、本業務で使用する車両は、他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。また、本市と受注者の協議により、運転手を含む乗車定員が 6 名以上 10 名以下の車両を使用することも可とする。

（2）使用台数

本業務では、利用者からの予約を受けて配車を行うが、その際、車両の定員を超える予約があった場合にも対応できるようにすること。また、事故・故障時等には、代替車により対応できるようにすること。

（3）車両表示

車両に八尾市乗合タクシー「たかやす号」及び「なんたか号」の車両であることが分かるように、本市が用意する目印を貼付もしくは、利用者が見える位置に設置すること。

8. 運行に係る許可申請事務

国土交通省に対して、運行に必要な許可申請を行い、運行開始までに道路運送法第 21 条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けるとともに、その他運行に必要な準備等を行うこと。なお、許可申請の際に、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する運賃及び料金の届出もあわせて行うこととし、これらに係る経費は、受注者の負担とする。

9. 運行内容の変更

利用状況や地域住民の意向等を踏まえ、必要に応じ、八尾市地域公共交通会議における協議を行ったうえで、ルートや停留所位置、ダイヤ等の運行内容を変更する場合がある。

その際、運行計画の変更を国土交通省に届け出る必要が生じた場合、本市と協議の上、受注者が国土交通省に届け出ること。

10. 予約受付業務

利用者からの予約受付を行うとともに、車両の手配等、運行管理を行うこと。なお、予約受付業務の内容は、下記の（１）～（５）を基本とするが、受注者の提案を受けて、より利便性の高いものとなるよう本市と受注者が協議のうえ、変更することができる。

（１）予約受付方法

予約の受付は、電話で行うものとし、利用者が予約を行う際に対応するオペレーターを置く。また、電話で予約することが困難な利用者に対しては FAX でも予約の受付ができるようにすること。なお、オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないものとする。

また、電話がつながりにくい状況にあるときは、市から求めに応じ、受注者が利用者に連絡するものとする。

（２）予約受付時間

予約は利用日の 1 週間前から受け付けるものとし、少なくとも以下の時間においては常に電話の受付ができる体制を維持することとする。

- ・予約の受付は、午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで行う。
- ・また、各便の発車時刻より 2 時間前まで予約を受け付ける。（ただし、1 便目及び FAX による受付の場合はその前の営業日の予約受付の終業時刻まででも可とする。）

（３）予約受付内容

予約受付の際には、利用者から「氏名」「連絡先」「利用日」「利用する地域」「利用する便」「乗降する停留所」「利用人数」「車いすや手荷物等の有無や大きさ」などを聞き取り、確認のうえ予約を受け付けること。

（４）連絡体制

予約状況の確認等を行うことができるよう、予約受付を行う者と乗務員が連絡を行うために必要な通信機器を備えること。ただし、通信による個人情報漏洩防止には十分配慮を行うこと。

運転者から交通事情などにより送迎時間に大幅な遅延が見込まれる旨の連絡を受けた場合、すみやかに予約者へ電話連絡をするなどの適切な対応を行うこと。

（５）留意点

車両の定員を超える予約があった場合には、予約状況や使用できる車両数を見たうえで可能

な限り対応すること。また、予約時に車いすや手荷物の状況を確認し、それらの積載を考慮に入れたうえで配車計画を行うこと。なお、状況により、増車対応できないときやダイヤ通りに運行できないときなどは、利用者に対しその旨を説明し、理解を求めること。

11. 運賃徴収業務

乗車時に所定の運賃の徴収を行い、通常営業の運賃とは別に適正に管理すること。なお、徴収した運賃は毎日集計を行い、運賃の種別（通常運賃、割引の有無等）、金額をまとめた運賃日報を作成すること。

※運賃種別の確認方法

- ・小児運賃の適用は利用者を目視で確認し判断する。
- ・障がい者割引の適用については、本市が指定する手帳等の提示により判断する。

12. 委託料の積算

下記により委託料の積算を行う。

1 便当たりの各契約単価（運行経費及びその他の必要な経費）（税込み）に各運行回数に乗じた額から運賃収入（税込み）を差し引いた額を委託料として支払う。

【運行回数の算出方法】

- ・利用者から予約があった時に実際に稼働した便数を計上する。ただし、予約があったにもかかわらず、発車時刻の1時間前以降に予約のキャンセルがあった場合、稼働便数として計上できることとする。
- ・乗客定員以上の予約があった場合等に、増車により対応した場合もそれぞれ稼働便数として計上する。

13. 報告書及び請求書の提出

日毎の予約受付簿、利用者数、利用した便、利用した車両及び運転手、利用区間を集計した運行日報、運賃の種別、金額を集計した運賃日報を作成し、請求書と併せて、運行を行った月の翌月の5日までに本市に提出すること。ただし、4月分及び12月分の請求書は翌月の10日までに提出することとする。

その他、本格運行に向け必要となる各種データをはじめ、本市が求める事項についての報告書を適宜提出すること。

14. 検査について

本市は、必要に応じ、現地確認や運行記録の確認などにより検査を実施することができるものとする。

15. 運行上の注意点

乗務員は関係法令に規定する資格を有する者とし、運行に際し、以下のことに留意すること。

- ①利用者が安全に乗り降りできるよう、適宜対応すること。
- ②運転業務については、交通法令の遵守はもちろん、交通マナーの向上にも努め、安全運転を心掛け慎重に行うこと。
- ③利用者の乗車及び下車の際は、常に安全に注意し、適切な対応に努めること。なお、道路上において利用者を乗降させる場合は、車両左側（歩道側）からの乗降を基本とする。（道路反対側に待機する利用者を乗降させる場合は、周囲の交通状況を把握し安全に乗車できるよう適切な誘導を行うこと。）

- ④利用者が乗車する際には、予約した本人であるかどうかと目的地を確認すること。
- ⑤運行経路に狭隘道路を含むことから、コースを熟知しておくこと。
- ⑥利用者に対しての挨拶や言葉使いに注意し、不快感を与えないこと。
- ⑦乗務員は、業務に従事している間は身分証明書を携帯すること。

16. 業務従事者の教育

受注者は、運転手・オペレーターなど本業務に従事する者に対して、業務実施上必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさないよう万全を期すこと。

17. 業務責任者の任命

この業務を実施するにあたり、業務責任者を定め、業務に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにしておくこと。

18. 車両の整備・清掃の義務

乗合タクシーに使用する車両については、常に最良の状態を維持するため、法定点検をはじめ日常的な整備・点検を行うこと。

また、清掃については、清潔を心掛け綺麗な状態にし、利用者に不快感を与えることのないように心掛けること。

19. 事故対応及び損害賠償について

受注者は、乗合タクシーの運行により交通事故等の不測の事態が発生した場合は、利用者及び関係者の安全確保を最優先して当該処理の收拾を図るとともに、速やかに本市に報告すること。

受注者は、乗合タクシーの運行により、利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受注者の責任においてすべての問題を解決し、損害を賠償しなければならない。

20. 事故及び故障等の対応

事故や故障等により当該車両が使用できなくなったときは、代替の車両を用意するなどして対応すること。なお、これにより、運休または遅延となる場合は、その旨を利用予約者に対して個別に連絡を行うこと。

21. 苦情等の対応

利用者等からの苦情、意見、質問等の処理に関する体制を整備し、その際は誠意をもって対応すること。

22. 緊急時等の対応

災害（異常気象などを含む）や祭事等により、運行に影響が生じる可能性のある場合は、その都度本市と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中に不測の事態に遭遇した場合は、受注者の判断において対応し、速やかに本市に報告すること。

なお、これらの理由により、運休または遅延となる場合は、その旨を利用予約者に対して個別に連絡を行うこと。

23. 停留所について

停留所標識（路面標示を含む）は本市が作成、設置し、受注者が清掃等の日常的な維持管理

を行う。受注者は運行の際に停留所標識の確認を行い、停留所標識の破損等を発見した場合には、速やかに本市に報告を行うとともに適切な処置を行うこと。なお、停留所本体の修繕に係る費用は本市が負担する。

24. 利用者への周知等について

必要に応じて利用者への周知やアンケート調査等を行うことがあるが、その際は本市と受注者が共同で取り組むこと。

25. 入札等排除措置を受けた者等を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

26. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

27. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、八尾市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から八尾市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

28. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、八尾市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

29. 疑義の解釈

この仕様書について本市と受注者の間で疑義が生じたとき及びこの仕様書に定めのない事項については、そのつど両者協議のうえ、定めるものとする。